



## 修学旅行の実施に向けて

修学旅行は、日常とは異なる生活環境で、見聞を広め、集団生活のあり方や公衆道徳、さらには自然や文化・歴史などの各教科で学んだ内容を深める学習を展開させることができるなど、児童にとって貴重な学びの場となる学校行事と捉えております。

今年度の修学旅行の実施については、すでに中止を決定している自治体や学校があります。本校としましては、修学旅行の教育的意義や児童の心情等を考慮し、現時点において延期や中止の決定をするのではなく、実施に向けて準備を進めております。

そして、準備においては、大東市教育委員会はもとより、旅行業者などと緊密に連絡を取り合い、「旅行関連業における新型コロナウイルス対応ガイドラインに基づく国内修学旅行の手引き」(第2版)〔以下「国内修学旅行の手引き」(第2版)とする〕を踏まえ、具体的に計画を立てており、その概要を以下にまとめてみました。



### 「国内修学旅行の手引き(第2版)」の概要

#### ○具体的な対策にあたっての考え方(3項目)

- ①主な感染経路である飛沫感染と接触感染のそれぞれのリスクに応じた対策を検討する。
- ②飛沫感染は、換気の状態を考慮しつつ、人と人の距離をどの程度確保できるか等を評価する。
- ③接触感染は、他者と共有する物品や手を触れる場所の頻度を特定し、対策を講じる。

#### ○具体的な感染防止対策

- ・団体行動中は可能な限り人と人との距離を取り、場合により互いの会話を控える等の留意をする。
- ・食事、入浴、就寝の時間以外は、マスクの着用を励行する。(気候状況等により熱中症などの健康被害が発生する可能性が高いと判断した場合は、換気や人と人との距離を確保した上で、マスクを外させる場合がある。)

#### ○児童、教職員、その他の同行関係者向けの対策

- ・児童に旅行中の感染防止対策(感染予防の行動、手洗いや咳エチケット、乗り物乗車中や食事中、大浴場利用中の会話を控える等)の事前指導を実施する。
- ・同居の家族も含め、児童の出発前の健康観察を徹底し、発熱・体調不良者の参加は取り止めて頂くよう協力をお願いします。
- ・旅行中も朝・夕の定期的な検温を実施する。
- ・児童については、食事アレルギーや既往症の事前調査に加えて、新型コロナによる重症化リスクの可能性も事前に把握し、主治医の見解を確認したうえで、参加の是非を保護者と協議する。

#### ○輸送機関利用上の対策

- ・各輸送機関の座席については、乗り物内の換気機能を最大限に作動させ、全員がマスクを着用し、会話を控えめにするを前提で一人につき1席ずつの座席利用を基本とする。

#### ○宿泊施設利用上の対策

- ・食事は、可能な限りバイキングや複数での鍋料理等を避け、一人ずつのセットメニューでの提供を基本とする。
- ・館内の設備・売店等を利用するに当り、事前に可能な範囲で「密」を避け、感染を排除する工夫を徹底する。(場合により、時間差をつけた交代制での食事提供、定員を削減した入浴施設の利用等のスケジュール調整・検討等を含む)

## ○その他

### ◇学校作成の保護者からの参加同意書

「国内修学旅行の手引き」に沿った修学旅行への参加について了解を頂くために保護者から同意書の提出を求める。

### ◇旅行時持参物の内容の配慮について

- ・マスク（1日1枚） ・体温計
  - ・ハンカチ（1日1枚:手洗い後に個人で使用） ・ティッシュ
  - ・ビニル袋（マスクを入れる、利用済みのマスクやティッシュを捨てる等）
- を通常の持参物に加える。

### ◇班別、グループ行動中の注意事項

- ・班別、グループ行動中においても可能な範囲で「密を避ける行動」に留意し、各所の設備を利用した手洗い・消毒等を定期的実施する。また、行動経路・範囲を厳格に計画し、当日の変更内容等も記録する。【感染範囲の特定の為】

### ◇旅行実施中の発症者発生時の対応について

- ・速やかに発症者の隔離・看護を行い、濃厚接触者の特定と隔離・健康観察を行うとともに管轄保健所と医師の判断に従い、発症者と濃厚接触者への対応を行う。また、それらの関係者の意見を参考に、事後の行程に関する検討を行う。そして、保護者にも同時進行にて状況を報告する。

### ◇旅行終了後の健康観察

- ・参加者本人や同居のご家族等も含めた健康状態の経過観察を、実施後の一定期間（目安として、2週間程度）行うようお願いする。



あくまでも概要としてまとめましたので、詳しくは、学校ホームページの配布文書欄に掲載しております「国内修学旅行の手引き(第2版)」をご参照下さい。

最後に、他の自治体や学校では、次々に学校行事等の中止が決定されていますが、そうした決断をする前に、そもそも各**学校行事**において、子どもに**ついていた力**は、何だったのかを問うことも忘れてはならないと考えております。そして、当然のことながら、児童の**命と健康**を第一に考え、**実施の可否**についての考え方も、明確にお示ししなければならないと考えております。そのことについては、**9月10日(木)**に予定しております**修学旅行説明会**にて説明をさせていただきます。

正解が見えない中で、決断を下していく毎日ではありますが、子どもを中心に据え、何を大切にするのかをよく吟味しながら、教育活動を展開してまいります。

## 留守番電話の設置について

すでに**8月20日(木)**より、大東市立小・中学校全校で**留守番電話**の運用がスタートしております。

7月末に教育委員会からのお知らせとして、お手紙を配付いたしました。再度、留守番電話の設置にあたり、ご不便をおかけいたしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

### 1. 留守番電話による応答時間

#### (1) 平日（学校休業日）

午後6時から翌日午前7時30分（中学校とは時間帯が異なります）

#### (2) 週休日（土・日曜日）、休日（祝日・12月29日～1月3日）及び学校閉庁日

終日 ※ただし、授業や学校行事等を実施する場合は除く

#### (3) 長期休業期間（春休み・夏休み・冬休み）の平日

午後5時から翌日午前8時30分

### 2. 留意点

○留守番電話設定時は、自動応答メッセージが流れ、録音機能はありません。

○留守番電話による応答時間内において、児童等が、予定も含め**PCR検査**の**受検**や陽性・陰性を問わず受けた**結果**について**報告**をされる場合は、各家庭から**大東市教育委員会学校管理課【072-870-9642】**へ、直接連絡をお願いいたします。